

～労働者 50 人未満の小規模事業場の方へ～ 産業保健総合支援センターの地域窓口を 利用していますか？

労働者数 50 人未満の小規模事業場の事業者が独自に医師を確保し、労働者に対する保健指導、健康相談などの産業保健サービスを十分に提供することは容易ではありません。

こういった小規模事業場の事業者とそこで働く人々が、充実した産業保健サービスを受けられるよう、労働基準監督署管轄区域ごとに産業保健総合支援センターの地域窓口を設けており、小規模事業場の事業者やそこで働く人々を対象として、以下の産業保健サービスを原則として無料で提供しています。

ご利用については、独立行政法人労働者健康安全機構、または産業保健総合支援センターまでお問い合わせください。

○相談対応

- ・メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談
- ・健康診断結果についての医師からの意見聴取
- ・長時間労働者に対する面接指導

～派遣労働者の健康管理について～

派遣労働者の健康診断については、派遣元・派遣先それぞれの役割に応じた義務を課しています。特に以下の事項に留意しましょう。

○派遣元事業者による一般健康診断の実施の徹底

一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存の徹底

○派遣先事業場による特殊健康診断の実施の徹底

特殊健康診断結果の記録の保存の徹底

○一般健康診断の事後措置に関する派遣元事業場及び派遣先事業場の十分な連携

○派遣元事業者を通じた、労働者に対する健康診断結果の通知の保存の周知

健康診断と事後措置等に関するご質問は、最寄りの都道府県労働局や労働基準監督署までお問い合わせください。